

## 小牧市中小企業経営・技術専門家派遣利用費補助金制度のご案内

この制度は、経営又は技術に関する課題を解決するため、公益財団法人あいち産業振興機構が行う経営・技術外部専門家派遣又は中小企業基盤整備機構が行う専門家派遣の制度（以下「専門家派遣」という。）を利用した市内の中小企業者に対し、その経費の一部を補助する制度です。市内の中小企業者の経営力又は技術力の向上を図ることを目的としています。

### 1. 補助対象者

下記（１）～（４）の全てを満たす方です。

中小企業者

中小企業基本法第２条に規定する中小企業者

（参考）中小企業基本法による中小企業の定義

業種	資本金・従業員数
卸売業	１億円以下又は１００人以下
小売業	５千万円以下又は５０人以下
サービス業	５千万円以下又は１００人以下
その他（製造業・建設業等）	３億円以下又は３００人以下

※資本金の額又は従業員数（常時雇用する）のいずれかが該当すれば中小企業とみなされます。

- （２）市内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っている方
- （３）市税の滞納のない方
- （４）暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない方

### 2. 補助対象経費

補助対象経費は、※<sup>1</sup> 専門家派遣に係る費用負担の額とします。

※消費税を除く

【※<sup>1</sup> 参考】

☆詳しくは、各HPをご覧ください。

あいち産業振興機構HP <http://www.aibsc.jp/>

中小企業基盤整備機構HP <http://www.smrj.go.jp/kikou/index.html>

### 3. 補助金額

#### 補助対象経費×1/2

- ※ 100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とします。
- ※ 補助金の交付は、同一年度内につき1回とし、20万円を限度とします。

### 4. 申請方法

- ① 専門家派遣の終了後30日以内に小牧市中小企業経営・技術専門家派遣利用費補助金交付申請書（様式第1）に下記書類を添付して市役所商工振興課へ提出して下さい。書類は、市役所ホームページからダウンロードしていただくか、窓口にてお渡しします。

※最終申請日は、専門家派遣を利用した年度の3月31日とします。

#### <添付書類>

- ・ 専門家派遣に係る利用申請書等の写し
- ・ 専門家派遣に係る派遣決定通知書等の写し
- ・ 補助対象経費の支払を証明する書類
- ・ 市税に滞納のない証明書  
※申請日以前1年間において納期の到来した小牧市市民税及び固定資産税の納税証明書又は領収書の写し
- ・ 小牧市中小企業経営・技術専門家派遣利用費補助金交付請求書（様式第3）

- ② 交付決定

小牧市から申請者宛に小牧市中小企業経営・技術専門家派遣利用費補助金交付決定通知書を送付します。

- ③ 補助金交付

#### <問い合わせ先>

小牧市役所 商工振興課 新産業創出係

〒485-8650

小牧市堀の内三丁目1番地

電話：0568(76)1112

FAX：0568(75)8283

